

法人の「消費税及び地方消費税の確定申告書」の作成に当たっての留意事項

○ 中間申告分の消費税額及び地方消費税額の記入について

消費税及び地方消費税の確定申告書の「⑩中間納付税額」欄には中間申告分の消費税額を、「⑫中間納付譲渡割額」欄には中間申告分の地方消費税額を記入することになります。

税務署から法人の皆様へ送付している「消費税及び地方消費税の確定申告書」（前課税期間分の確定申告書を e-Tax により提出した場合はメッセージボックスに格納されるお知らせ）には、中間申告分の消費税額及び地方消費税額を表示していますので、必ずご確認ください。

※ ただし、1 月ごとの中間申告を行った法人については、中間申告分の消費税額及び地方消費税額を表示していませんので、各中間申告書の「納付すべき消費税額」を合計した金額を「⑩中間納付税額」欄に、「納付すべき地方消費税額」を合計した金額を「⑫中間納付譲渡割額」欄に記入してください。

(参考)

中間申告分の消費税額及び地方消費税額の算出方法〔6 月中間申告の場合〕

中間申告分の消費税額は、直前の課税期間分の確定消費税額（原則として確定申告書の「⑨差引税額」）を直前の課税期間の月数で除し（1 円未満の端数切捨て）、その金額に 6 を乗じた金額になります。

また、中間申告分の地方消費税額は、中間申告分の消費税額に 17/63 を乗じた金額になります。

なお、具体的な計算例は、次のとおりです。

○ 直前の課税期間分（月数は 12）の確定消費税額が 500,000 円の場合

1 中間申告分の消費税額の算出

$$(1) 500,000 \text{ 円} \div 12 = 41,666 \text{ 円} \text{ (1 円未満の端数切捨て)}$$

$$(2) 41,666 \text{ 円} \times 6 = 249,996 \text{ 円} \rightarrow 249,900 \text{ 円} \text{ (100 円未満切捨て)}$$

2 中間申告分の地方消費税額の算出

$$249,900 \text{ 円} \times 17/63 = 67,433 \text{ 円} \rightarrow 67,400 \text{ 円} \text{ (100 円未満切捨て)}$$

3 中間申告分の消費税額及び地方消費税額の合計額

$$249,900 \text{ 円} + 67,400 \text{ 円} = 317,300 \text{ 円}$$

【具体的な誤り事例】

〔前提条件〕直前の課税期間分（月数は12）の確定消費税額が500,000円の場合

次のとおり、当課税期間に係る中間申告書を提出している（税額に誤りはない。）。

第26号様式
消費税及び地方消費税の中間申告書

(納税者控用)	納税地 (フリガナ) (電話番号)	控	平成 年 月 日 課税期間分の中間申告書	整理番号	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
	個人番号 又は 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		税務署長 平成 年 月 日 課税期間分の中間申告書	前課税期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	修正・更正・決定 の年月日 平成 年 月 日	
	税理士 署名押印 (電話番号)		通 信 日 付 印 確 認 印 番 号 確 認 印	前課税期間 の消費税額 百万 千 円 〇〇	前課税期間 の消費税額 百万 千 円 〇〇	中間申告 対象期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
	この申告書 が修正申告 である場合		個人番号カード/通知カード 運転免許証 その他	消費 税 この申告書の税額 の申告により 追加する税額 〇〇	月数換算 前課税期間 の消費税額 × 〇	納付すべき 消費税額 百万 千 円 249,900
	この申告書 が修正申告 である場合		課税売上 割 合	地方 消費税 この申告書の税額 に地方消費税 を追加する税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	納付すべき 地方消費税額 〇〇
	この申告書 が修正申告 である場合		課税売上 割 合	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇
	この申告書 が修正申告 である場合		課税売上 割 合	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇
	この申告書 が修正申告 である場合		課税売上 割 合	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇
	この申告書 が修正申告 である場合		課税売上 割 合	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇
	この申告書 が修正申告 である場合		課税売上 割 合	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇	消費税及び地方消費 税の合計納付税額 〇〇

《事例1》

確定申告時に直前の課税期間分の確定申告税額に基づき「中間申告分の消費税額」を算出した際に誤った事例

次のとおり、直前の課税期間分の確定消費税額に6を乗じた金額を、直前の課税期間の月数で除して算出した金額(250,000円)を中間申告分の消費税額とすると誤りです。

1 中間申告分の消費税額の算出

$$(1) 500,000 \text{ 円} \times 6 = 3,000,000 \text{ 円}$$

$$(2) 3,000,000 \text{ 円} \div 12 = 250,000 \text{ 円}$$

2 中間申告分の地方消費税額の算出

中間申告分の消費税額及び地方消費税額の合計額317,300円から上記1で算出した金額を差し引き中間申告分の地方消費税額を算出

$$317,300 \text{ 円} - 250,000 \text{ 円} = 67,300 \text{ 円}$$

3 次のとおり、当課税期間分の確定申告書に記入

中間納付税額	⑩	250000	16
納付税額 (⑨ - ⑩)	⑪	00	17
中間納付還付税額 (⑩ - ⑨)	⑫	00	18
この申告書 が修正申告 である場合	⑬		19
既確定税額	⑬		19
差引納付税額	⑭	00	20
課税売上 割 合	⑮		21
課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮		21
譲渡 割 合	⑯		22
資産の譲渡 等の対価の額	⑯		22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税 の課税標準 となる消費 税	⑰		51
控除不足還付税額	⑰		51
差引税額	⑱	00	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	00	54
中間納付課還割額	㉑	67300	55

不一致！

不一致！

《事例2》

確定申告時に「中間申告分の消費税額及び地方消費税額の合計額」を割り戻して「中間申告分の消費税額」を算出することにより誤った事例

中間申告分の消費税額及び地方消費税額の合計額317,300円に6.3/8を乗じて算出した金額249,800円(249,873円の100円未満を切り捨てた金額)を中間申告分の消費税額とすると誤りです。